

スーツ等の貸出規程

第1条（趣旨）

一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会（以下「甲」という）が所有するスーツ等を母子家庭及び父子家庭とその子供並びに寡婦（以下「乙」という）に貸し出し自立支援を行う。

第2条（利用者）

広島県在住者で甲の会員とその子供、及び広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センターの利用者とその子供とする。

第3条（利用方法）

- (1) 甲へ申込書を提出する。
- (2) 受け渡しは、甲の事務所及び福山市母子寡婦福祉連合会とする。
- (3) 数に限りがあり貸出できない場合もある。

第4条（利用料金）

スーツ等の利用料金は、無料とする。

第5条（規定の遵守）

乙は、スーツ、上着、バッグの貸出利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 就職活動の目的のために活用すること。
- (2) スーツ等の損傷を引き起こすおそれのある行為は行わないこと。
- (3) 第3者へ貸し出さないこと。

第6条（返却）

- (1) 貸出期間は2週間とする。但し、貸出期間の延長を希望した場合は、甲と乙の協議の上、延長することができる。
- (2) 乙は、クリーニングをして返却するものとする。なお、クリーニング代は乙が負担する。

第7条（その他）

本規程に定めのない事項が生じた場合および本規程の解釈に疑義が生じた場合は甲と乙で協議し解決するものとする。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。